

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 197 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 197 回金融商品専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識、及び信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用の再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

**（ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する意見）**

### 純額での利息計上に関する意見

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）におけるステージ 3 の利息収益の処理の背景となる利息の巻戻しという考え方は日本では馴染みが無いため、これを取り入れる場合には、結論の背景又は教育文書などにおいて、その意味や理屈としての正当性等を示す必要があると考える。
3. ステージ 3 の利息収益の処理は、グロスで表示するかネットで表示するかの議論であり、当期純利益には影響しない。実務上は、決算整理で利息と貸倒引当金繰入の表示を組み替える仕訳を行うことで対応することも考えられるが、特に DCF 法を適用しない一般貸出債権への適用に際し、その金額を具体的にどのように計算するかについては実務対応が難しいことが考えられる。そのため、例えば一般貸出債権に対して平均金利を用いて集散的に計算する方法など、IFRS 第 9 号に整合する具体的な処理方法や海外事例を例示する必要があると考える。
4. ステージ 3 の金融資産について総額の帳簿価額に対して利息を計上するのは適切ではないという IFRS 第 9 号の考え方自体は理解できる。一方で、純額で利息を計上することがどこまで理論的に適切かは分かりづらいものの、利息の巻戻しを重視する立場に立てば理解できる。
5. 未収利息の不計上について、米国会計基準においては否定されてはいないことを踏まえる

と、国際的な整合性というよりは、IFRS 第9号の利息に対する考え方を取り入れるという説明になると考える。ステップ2においてこのような整理をしたとしても、ステップ4では再検討することがあり得る。

### **未収利息の不計上に関する意見**

6. 日本基準における未収利息不計上の取扱いは、元本と利息を区分する会計処理を前提とするものであるため、元本と利息を区別せずキャッシュ・フローとして捉えて実効金利による現在価値をもって償却原価とするIFRS第9号の会計処理とは馴染まないことから、ステップ2を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識について、現行の日本基準における利息を不計上とするオプションを設けないという事務局提案は理解できる。
7. これまでに聞かれた意見として事務局資料第23項で紹介されている総額での帳簿価額に実効金利を乗じて算出した利息を認識したうえで当該利息について予想信用損失を認識するとして総額で表示する方法は、純額での処理に対する実務上の便法ともいえるが、利息収益及び予想信用損失の金額が大きく計上されるため、国際的な比較可能性の確保を重視するステップ2では問題無しとはいえないことから、慎重に検討する必要がある。
8. 未収利息不計上については、旧金融検査マニュアルにおいて「未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。」とされており、全ての銀行において、これに対応する形で自己査定運用の手続が整備され、同マニュアル廃止後も維持されていると考えられる。そのため、この取扱いを残さない場合、単に不計上としている未収利息を一旦計上した後に純額にするという処理に留まらないため、当局への確認も含め慎重な検討が必要である。
9. 現状、税務においても未収不計上の考え方が採用されている。会計と税務は別という整理だとは思いますが、税務上の未収不計上の判定基準は厳しいため、これを利息計上に関するフロアとして導入することも議論してもよいのではないかと。
10. 未収不計上の取扱いは、税務上も国税庁による「金融機関の未収利息の取扱い」の解釈に従い、未収期間が6か月超のものについて益金の額に算入しない取扱いとされている。この点、仮に未収利息を計上したうえで引当金を計上する取扱いを取り入れた場合には、会計上のネットの損益影響はないとしても、引当について税務上損金に算入できず、金融機関において過大な税負担が生じる可能性がある。そのため、税務への影響にも留意し、未収利息不計上のルールを残すことも検討して頂きたい。

11. IFRS 基準の全般的な特徴として財務諸表作成者の判断に委ねられる部分が多い一方、日本の会計基準や税務では、恣意性の排除という考え方に基づいて、未収利息不計上の6か月ルールも含め、非常に客観的であり利用者及び監査人にとっても明確な基準が設けられているものと理解している。このような客観的な取扱いを一律に排除することがないように、明確かつ客観的な基準も何らかの形で残せるような形での議論もお願いしたい。
12. 信用減損金融資産に係る利息収益の認識について IFRS 第9号の定めを取り入れた場合には、未収利息の不計上に関する定めは不要となり、その役割は信用減損金融資産に関するガイダンスに一本化されるため、会計基準の簡素化が期待できる。但し、現行実務に対する大きな変更となるため、適用開始時期の配慮を含め、相応の準備期間を確保する必要があると考える。

### **その他の意見**

13. 今回の事務局提案では取り扱われていないが、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）は、その概念が現行の日本基準には存在しない。また、コロナ禍において金融円滑化の要請を受け、要管理先以下に貸し付けを行うことがあるが、これがPOCIに該当する場合、信用リスクを償却原価の実効金利に巻き込むことへの対応ができるかといった点で実務に影響する可能性があるため、今後検討する必要がある。
14. POCIについては、IFRS 第9号が予想信用損失を反映した信用調整後の実効金利を用いた会計処理を定めているのに対し、現行の日本基準では対応する定めがないため、基準の開発が必要かどうかを含めて検討する必要がある。
15. 現行の日本基準における直接減額についても整理する必要があると考える。
16. 今回の事務局提案や前回の審議における手数料や償却原価の償却方法について、適用対象がステップ2を採用する金融機関に限定されているような印象を受けたが、基準全体の開発方針のとおり、ステップ2の適用は金融機関に限定されず、IFRSを任意適用する一般事業会社であっても希望すれば適用することができるという理解でよいか確認したい。

### **(信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用の再提案に関する意見)**

17. 事務局の分析及び再提案の内容に賛成する。
18. 事務局の再提案の内容は、過渡期的な性格を持つ可能性がある基準として分かり易いものになっていると考える。

19. 事務局の再提案の内容は、予想信用損失モデルの適用対象から投資信託を除外するものと理解したが、前回及び今回の提案によって追加的に予想信用損失モデルの適用対象となる信託について確認したい。
20. 信託の取扱いも含め、これまでの審議により、IFRS と同じ処理になる部分、それに対してオプションを設ける部分、または、IFRS と異なる処理になる部分が出てくるが、今後、これらを整理して、全体的な整合性や、例示又は教育文書に示す必要性について確認した方がよいと考える。
21. 事務局資料第 10 項の「この点、金融商品会計基準等における有価証券に係る現行の減損モデルでは、損失の認識が遅いことを懸念する意見も聞かれている。」という記載の趣旨について確認したい。

以 上